

ITヘルスケア学会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「ITヘルスケア学会」と称する。英語表記は、Japan Association of Applied IT Healthcare とする。

(目的)

第2条 本会は、ヘルスケアの分野において、大学、研究機関、医療機関、企業、および医療・介護等にかかわる人々が、情報通信技術（Information and Communication Technology）の応用に関する成果を多様な視点から発表、交流することにより、健康福祉の増進に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 年次大会の開催
2. セミナー、研究会、講習会などの主催または共催
3. 学会誌およびその他の不定期刊行物の刊行
4. 国内外の関連諸機関との協力活動
5. 学術調査研究の促進および業績の顕彰
6. その他、本学会の目的を達成するための諸活動

第3章 会員

(会員の種別)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員
 - ① 一般会員 本会の目的に賛同し活動に参加する個人
 - ② 学生会員 本会の目的に賛同し活動に参加する学生（学部学生・大学院生）
 - ③ 団体会員 本会の目的に賛同し活動に参加する企業あるいは団体
 - ④ 名誉会員 本会の対象とする領域において特に功績があり、理事会の議を経て推薦され、総会で承認された個人または団体とする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し事業を援助する個人、企業あるいは団体

(会費)

第5条 正会員および賛助会員は所定の会費を支払わなければならない。

- 2 名誉会員は、会費の支払いを免除される。
- 3 既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しない。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第7条 本会の会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会
2. 死亡、失踪、または法人にあってはその団体の解散
3. 除名

(除名)

第9条 会員が、次の各項の一つに該当するときは、理事会の議を経て除名されることがある。

1. 会費を滞納したとき
2. 会員としての義務に違反したとき
3. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき

(会員の特典)

第10条 会員は、次に掲げるサービスを受けることができる。

1. 本会が発行する学会誌およびその他の刊行物の配布を受けること
2. 本会が発行する学会誌およびその他の刊行物への投稿
3. 本会が開催する各種活動への参加

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に役員として、会長、副会長、理事、特任理事、顧問および監事を置く。

- 2 役員は本会の会員でなければならない。
- 3 会長、副会長、および理事は監事を兼任することができない。

(役員の設定)

第12条 役員の設定は次のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名以内
3. 理事 5名以上25名以内
4. 特任理事 5名以内
5. 顧問 別途定める顧問規程による
6. 監事 2名

(役員の任期)

第13条 顧問を除き、役員の任期は2年とする。

(役員の再任)

第14条 役員は再任することができる。

(役員の職務)

第15条 会長は本会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- 3 理事は、会長、および副会長を補佐し、理事会の定めに従い、本会の職務を担当する。
- 4 特任理事は会長から委嘱された職務を行う。
- 5 顧問は必要に応じて会長に助言を行う。
- 6 監事は、学会の事業および会計を監査する。

(役員を選出)

第16条 会長は理事の中より理事会が選出する。

- 2 副会長は会長が指名する。
- 3 理事は、原則として、会員の投票に基づき、総会の承認によって決定する。
- 4 特任理事は会長が指名し、理事会の承認により決定する。
- 5 顧問は、別途定める顧問規程に基づき選出する。
- 6 監事は理事会が選出する。
- 7 監事に欠員が生じたときには、理事会は速やかに、後任者を選出する。この監事の任期は前任者の残任期間とする。

(理事会)

第17条 定例理事会は、原則として毎年3回以上、会長が招集する。

- 2 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的事項を書面で示して請求のあったときは、会長は速やかに臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 役員は、理事会に出席する。
- 4 定例理事会の議長は会長とする。
- 5 臨時理事会の議長は、監事を除く出席役員の中から、出席理事が選出する。
- 6 理事会は、本会の日常事務等を円滑に遂行するため、正会員中より学会幹事若干名を委託することができる。
- 7 監事および会長が必要と認めた者は、理事会に出席することができる。
- 8 理事会は、現在理事数の2分の1以上の出席を以って成立する。ただし、委任状を予め提出した理事は、出席者とみなす。
- 9 理事会の議決は、この会則に別段の定めがあるときを除き、出席理事の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 理事会の開催および参加に関しては、電子的手段によって行うことも可とする。

第5章 総会

(総会)

第18条 定例総会は、年次大会の開催期間中に、理事会の助言に基づき、会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときには、1か月以内に招集しなければならない。
- 3 定例総会の議長は、会長とする。
- 4 臨時総会の議長は、開催のつど、正会員の中から、理事会が選出する。
- 5 次の事項は、定例総会に提出して、その承認を受けなければならない。
 - 一 事業計画および収支予算
 - 二 事業報告および収支決算
 - 三 その他、理事会において必要と認めた事項
- 6 監事は、定例総会において本会の事業および収支決算に関する監査報告を行わなければならない。
- 7 総会の議事は、別段の定めがある場合を除いて、出席者の2分の1以上の賛成によって決する。
- 8 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。
- 9 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名捺印の上これを保存する。

第6章 委員会

(委員会)

第19条 本会の事業を円滑に運営するため、職務を担当する理事のもと、理事会の議を経て、当該職務に関する委員会を置くことができる。

(委員会規程)

第20条 第19条に定める委員会の構成、運営等については、理事会の議を経て別に定める。

第7章 研究会

(研究会)

第21条 本会の対象とする領域における学問研究の発展に寄与するため、特定の重要な研究分野に関する研究会を置くことができる。

第22条 研究会の運営については、理事会の議を経て別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第23条 本会の会務全般を円滑に処理するため、事務局を置く。

- 2 総務担当理事が事務局長を兼務する。
- 3 事務局に、事務局職員を置くことができる。
- 4 事務局職員は、事務局長が選任する。

(事務局規程)

第24条 事務局の活動・運営については、理事会の議を経て別に定める。

第9章 会則の変更および解散

(会則の改正)

第25条 本会則の改正は理事会の提案または20名以上の会員の書面による請求によって提議され、理事会における3分の2以上、および総会における2分の1以上の賛成を以って決する。ただし、会則改正に関する総会の決議は電子メールや郵便投票等を以って替えることができる。なお、電子メールや郵便投票等については別に定める。

(解散)

第26条 本会の解散および財産の処分は、理事会および総会におけるおのおの4分の3以上の議決を経て決定する。

第10章 その他

(細則)

第27条 本会の運営に関する細則は、理事会の議を経て別に定める。

附則

(事務局の設置場所)

- 1 事務局は当分の間、早稲田大学三友仁志研究室内（〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-3-10）に置く。
- 2 この会則は、平成18年4月1日より施行する。

附則(平成19年5月27日改正)

この会則は、制定の日より施行する。